

## 公共事業新規評価個別地区の評価について

- 1 【農地整備課】 P 1 ~  
農地中間管理機構関連農地整備事業  
音成・嘉瀬の浦地区
- 2 【森林整備課】 P 9 ~  
治山事業 萩平線
- 3 【道路課】 P15 ~  
道路整備交付金事業  
神埼北茂安線 吉野ヶ里工区
- 4 【河川砂防課】 P21 ~  
河川整備交付金事業  
(総合流域防災事業) 有浦川



# 農地中間管理機構関連 農地整備事業

## 農地整備課

### ○事業概要

事業地区 おとなり かせ うら 音成・嘉瀬の浦地区(鹿島市)

事業期間 令和4～9年度

総事業費 591百万円

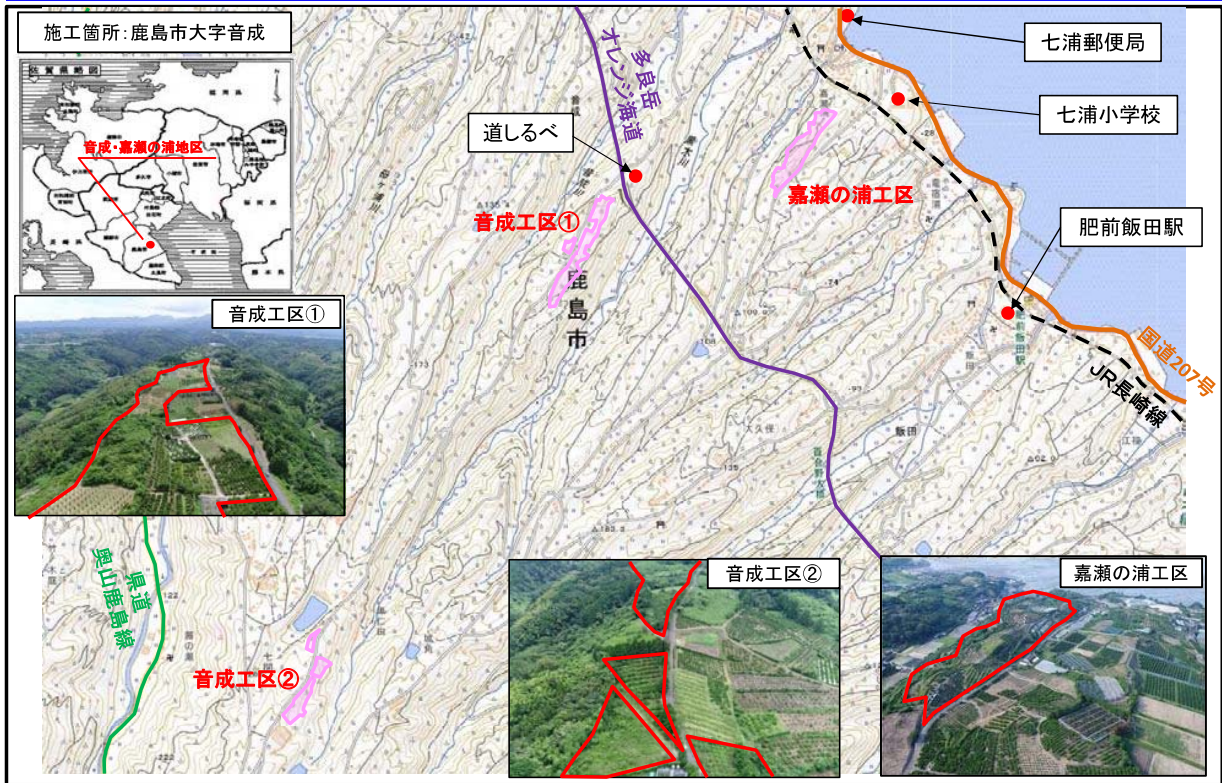
### ○事業の目的

・当地区は、昭和38年度～昭和56年度にかけ、国営多良岳開発事業で開墾や畑地かんがい施設等の整備を実施。

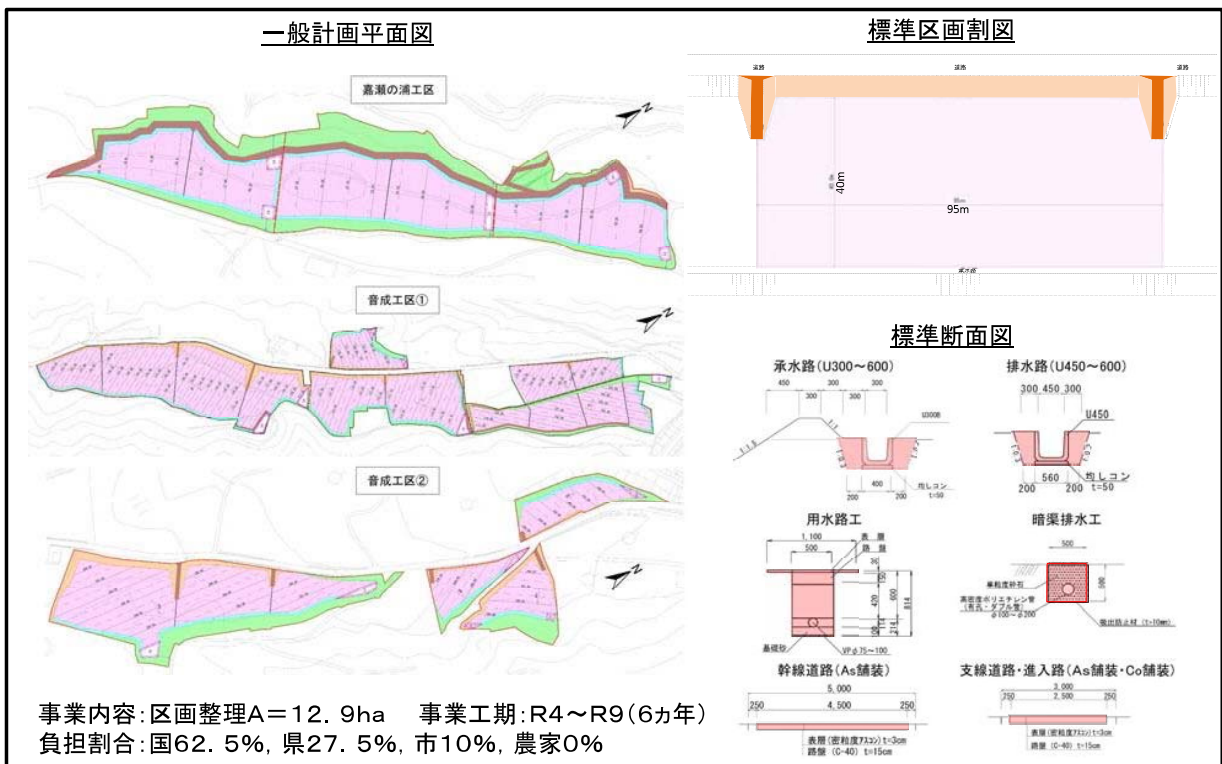
・県内有数のみかん産地を形成していたが、農家の高齢化や、担い手の不足により、耕作放棄地が増加し、地域農業の継続的な営農が困難となりつつある。

・このため、担い手への農地の集積・集約を図り、さが園芸888運動を着実に進めるため、農地中間管理機構関連農地整備事業による区画整理の実施により、農業生産額を向上させ、担い手の稼げる農業を実現する。

# ○事業概要(位置図)

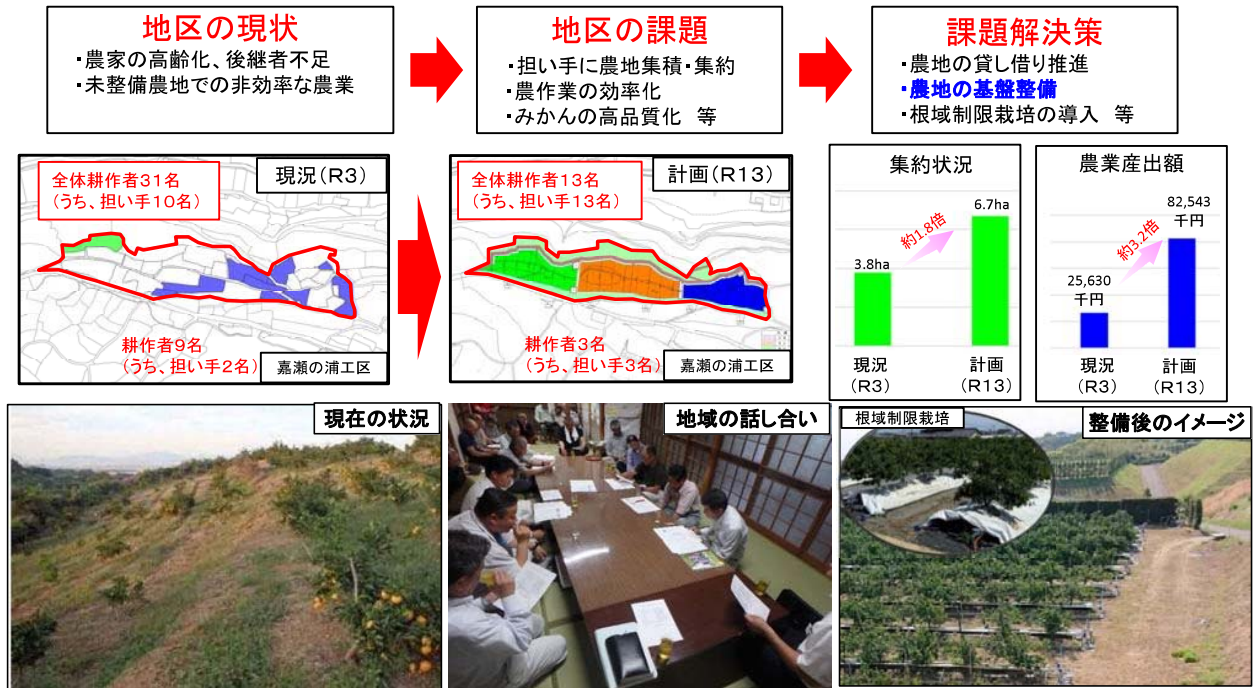


# ○事業概要(実施内容)



# ○現地状況

整備の必要性: 担い手の農作業の効率化やみかんの根域制限栽培の導入など地域農業の将来像を実現するため、狭小・不整形かつ急勾配な農地の整備が必要。



# ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(産業活性化事業)

事業名 農地整備事業

(1)位置づけ

**【100/100】≥80・・・(A)**

○農業振興地域整備計画等

「佐賀県総合計画2019」や「佐賀県「食」と「農」振興計画2019」及び鹿島市の「第7次鹿島市総合計画」にも位置付けられている。 **【20/20】**

県・市町が定める農業振興地域整備計画ほか、県・市町の総合計画等に事業内容が位置付けられている。 **【20/20】**

○園芸作物の作付け拡大

みかんの作付け面積が、現況7.0haから9.5haに増える見込みである。 **【10/10】**

事業の実施により園芸作物の作付面積が増加する見込みがある。 **【10/10】**  
事業の実施により園芸作物の作付面積が維持できる。 **【 5/10】**

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○農業生産性の向上

総事業費(591,000千円)に対し、事業完了後20年間の農業生産額が859,020千円(42,951千円×20年)となり、農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。【20/20】

農地整備に係る費用以上の農業生産額が見込める。【20/20】  
事業の実施により作業効率の向上や維持管理労力の軽減が見込める。【10/20】

### ○担い手の確保

現在、10名の担い手と21人の個人農家が営農しているが、事業完了後は13名の担い手が営農する計画となっている。【20/20】

集落営農組織の法人化や企業参入など将来的な担い手確保が見込める。【20/20】  
後継者を集落で育成するなど将来の耕作者確保が見込める。【10/20】

### ○農地の集積・集約

現在、集積率は52.3%であるが、事業完了後は100%になる計画である。また、集約率も31.0%が71.2%になる計画である。【10/10】

農事組合法人や会社法人などに農地を集積・集約する計画がある。【10/10】  
将来的に保全すべき農地のゾーニング計画がある。【5/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○産地指定作物(野菜、果樹)の導入

鹿島市は果樹産地構造改革計画(かんきつ類)の対象産地に指定されており、全農地で「みかん」を作付けする計画である。【10/10】

野菜指定産地、果樹産地構造改革計画で対象とする産地においては、その指定を受けた作物が導入される計画となっている。【10/10】

### ○産地としての集团的取り組み

受益者や鹿島市などで構成した「音成・嘉瀬の浦地区検討会」を組織し、担い手への集積・集約、根域制限栽培の導入などの営農構想実現に向けた検討が行われている。【10/10】

当該地区を含む地域において、園芸作物の生産振興について検討がなされるなど、作付・生産を検討する協議が行われている。【10/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (2) 必要性・効果

 **【90/100】 $\geq 80$ ・・・(A)**

#### ○明確な必要性

農地が狭小・不整形なため、作業効率が悪く、担い手への農地集積・集約や根域制限栽培導入への支障となっており、事業を実施する必要がある。 **【40/40】**

地域農業の将来像(営農や担い手)の実現に向け本事業を実施する必要性が認められる。  
**【40/40】**

#### ○他の公共事業との連携

現在、近隣で連携が必要な公共事業は実施されていない。 **【0/10】**

他事業との連携を図るため、早急に本事業を実施する必要がある。 **【10/10】**

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○費用対効果(B/C)

費用対効果は1.72であり、1.0以上である。 **【50/50】**

費用対効果(B/C)が1.0以上。 **【50/50】**

#### ※農地整備事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 農地整備事業によりもたらされる総便益額(1,063,744千円)  
(内訳)

- ・作物生産効果: 作付面積の増加による収益を評価
- ・品質向上効果: みかんのブランド化による収益を評価
- ・営農経費節減効果: 農地の集約による農作業経費の節減を評価
- ・維持管理費節減効果: 新たに造成された施設の維持管理経費を評価
- ・国産農産物安定供給効果: 国産農産物の安定供給を評価

○総費用(C): 農地整備事業に要する総費用(617,949千円)

(内訳): 着工時点の資産価格 + 当該事業費 + 評価期間における再整備費  
－ 評価期間終了時点の資産価格

○費用便益比: 総便益(B) / 総費用(C)  $1,063,744 / 617,949 = 1.72$   
(評価期間: 整備期間6年と40年)

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (3)実施環境

 **【100/100】 $\geq 80$ ・・・(A)**

#### ○市町及び受益農家の合意形成

鹿島市からの同意は得られている。また、本事業は受益者からの要望であり、了解は得られている。 **【10/10】**

関係市町の同意が得られ、受益者の大部分の同意が得られている。【10/10】

#### ○受益者の負担能力

鹿島市の負担については了解を得ている。また、農家の負担はない。 **【10/10】**

市町及び農家の負担について同意が確実であり、農家負担を伴う場合は所得償還率 $\leq 0.4$  **【10/10】**

#### ○事業推進体制の整備

担い手を中心とした「音成・嘉瀬の浦地区検討会」において、合意形成が図られている。 **【10/10】**

事業推進協議会が設立されているか、もしくは土地改良区の総会又は総代会において事業推進に関する決議が得られてる。【10/10】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

#### ○維持管理体制の確保

農業用排水施設の維持管理は、「鹿島市多良岳土地改良区」が行っており、農道の日常管理は「七浦地区山と海の会」(多面交付金活動組織)が行うなど、保全管理体制が整っている。 **【20/20】**

施設管理者と地域組織(多面交付金活動組織、農業法人等)が連携した計画的な保全管理体制が整っている。 **【20/20】**

施設管理者が将来的に施設を管理できる体制が整っている。【10/20】

#### ○営農支援体制の整備

「音成・嘉瀬の浦地区検討会」には、JAさがや藤津農業改良普及センターも構成員に含まれており、営農支援体制も整っている。 **【10/10】**

農協、普及センター等を含めた営農支援体制が整っている。【10/10】

#### ○関係機関との事前調整

関係機関(文化財等)との基本的な協議・調整は完了している。 **【10/10】**

施設管理者、文化財管理者等関係者との調整が図られ、また、河川管理者、道路所有者との協議において基本的事項が確認されている。【10/10】



## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○関係法令・基準等との整合

工法は、土地改良事業設計基準に基づいており、妥当である。 **【10/10】**

〔工法は妥当性のあるもので、関係法令、基準等に適合している。【10/10】〕

### ○採択要件との適合

受益面積や担い手への集団化、収益性の向上など、採択基準の要件にすべて適合している。 **【10/10】**

〔事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合している。【10/10】〕

### ○経済性・効率性

土地改良事業設計基準に基づき工法を決定し、土地改良事業積算基準及び佐賀県設計単価で事業費を算出しているため適切であり、経済的に妥当である。 **【10/10】**

〔事業費の設定が適切であり、経済的に妥当なものとなっている。【10/10】〕

## ○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ **【100/100】 $\geq 80$ ...** (A)

(2)必要性・効果 **【90/100】 $\geq 80$ ...** (A)

(3)実施環境 **【100/100】 $\geq 80$ ...** (A)



**総合評価：I 優先的に事業を実施**



# 治山事業

## 森林整備課

### ○事業概要

事業地区	<small>はぎ だいら</small> 萩平地区（唐津市）
事業期間	令和4～7年度
総事業費	215百万円

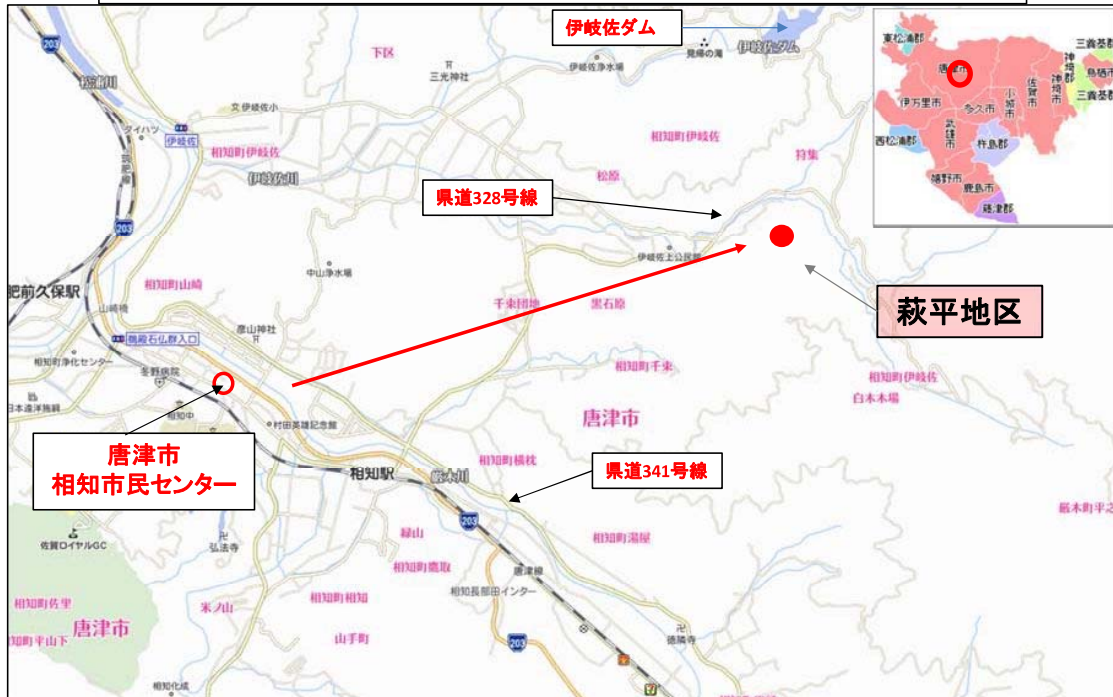
### ○事業の目的

当地区は唐津市相知町の相知市市民センターから北東に約3.5kmに位置し、これまでの豪雨の影響により溪岸・溪床が侵食した地区である。

今後の集中豪雨等により侵食が進行し、土石流が発生する恐れがあるため、溪間工（治山ダム）の実施により災害の未然防止を図る。

# ○事業位置図

施工箇所:唐津市 相知市民センターから北東に約3.5km付近



# ○被災状況・復旧計画

**整備の必要性:** 当地区は、豪雨時の乱流により、**溪岸・溪床**が著しく**侵食**された状況である。今後の集中豪雨等により侵食が進行し、土石流が発生する恐れがあるため、**溪間工(治山ダム)**を施工し災害の未然防止を図る。

① 溪岸の侵食状況



② 土石の堆積状況



③ 土石及び流木の堆積状況



④ 溪岸侵食び流木の堆積状況



## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 治山事業

(1)位置づけ **【80/100】 ≥ 80 …(A)**

### ○施策に関する方針

佐賀の森林づくりビジョン(環境を育む森林づくり)に位置づけられている。【10/10】

位置付けられている【10/10】

位置付けられていない【0/10】

### ○山地災害発生等の危険度

不安定土石の堆積等の状況があり、災害発生の恐れがある。【30/50】

山腹崩壊、落石の発生、不安定土石の流出等の状況があり、災害発生の恐れが高い。【50/50】

山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の堆積等の状況があり、経年変化による災害発生の恐れがある。【30/50】

山腹亀裂、石の兆候、不安定土石の流出等の状況は軽微であり、当面災害発生の恐れはない。【0/50】

### ○防災点検

山地災害危険区域であり、保全人家戸数17戸。【40/40】

保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上。【40/40】

保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸未満。【20/40】

保安林若しくは山地災害危険区域でない。【0/40】

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 **【80/100】 ≥ 80…(A)**

### ○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は、3.07である。【60/60】

費用対効果は、2.0 以上 【60/60】

1.0 以上~2.0 未満 【50/60】

1.0 未満 【0/60】

### ※治山事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 治山事業によりもたらされる総便益額(504, 966千円)

(内訳)

・災害防止便益: 山腹崩壊や土石流による想定被害額を基に評価

○総費用(C): 治山事業に要する総費用(164, 658千円)

(内訳) 事業費 社会的割引率4%

○費用便益比: 総便益(B) / 総費用(C)  $504, 966 / 164, 658 = 3.07$

(評価期間: 整備期間2年と耐用年数50年)

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ○災害の発生履歴

過去に災害の発生履歴がない。 【0/10】

〔 災害履歴がある。【10/10】      災害履歴がない。【0/10】 〕

### ○危険度判定

溪流の溪床勾配は(平均10~30%)である。 【10/20】

〔 30%以上(急)【20/20】      10%以上~30%未満(中)【10/20】      10%未満(緩)【0/20】 〕

※ 地形条件によって、災害発生の危険度が異なり、急峻、急勾配ほど危険度が高くなる。 〕

### ○福祉・公共施設等の有無

被害想定区域内に公共施設(県道)がある。 【10/10】

〔 福祉又は公共施設がある。【10/10】      福祉又は公共施設がない。【0/10】 〕

※ 直下に県道 328号 線がある。 〕

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 【100/100】 ≥ 80・・・(A)

### ○周辺住民の合意

地元からの要望がある。 【60/60】

〔 地元からの要望がある。 【60/60】  
地元の一部(個人的)からの要望がある。 【40/60】  
地元からの要望は無い。 【0/60】 〕

### ○市町の取り組み状況

唐津市も事業に向け積極的である。 【40/40】

〔 積極的である。【40/40】      協力的である。【20/40】      消極的である。【0/40】 〕

【積極的】 地元説明会、用地交渉などの地元調整を行い、実施に向け積極的に働きかけをしている。

【協力的】                      "                      日程を調整し、同席している。

【消極的】                      "                      日程を調整するもの、同席しないなど、県任せとしている。 〕

## ○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ 【80/100】  $\geq 80$  … (A)

(2)必要性・効果 【80/100】  $\geq 80$  … (A)

(3)実施環境 【100/100】  $\geq 80$  … (A)



**総合評価: I 優先的に事業を実施**





# 道路整備交付金事業

## 道路課

### ○事業概要

事業地区 一般県道 神埼北茂安線(吉野ヶ里工区)  
(神埼郡吉野ヶ里町田手、豆田)

事業期間 令和4年度～令和10年度

総事業費 2,080百万円

### ○事業の目的

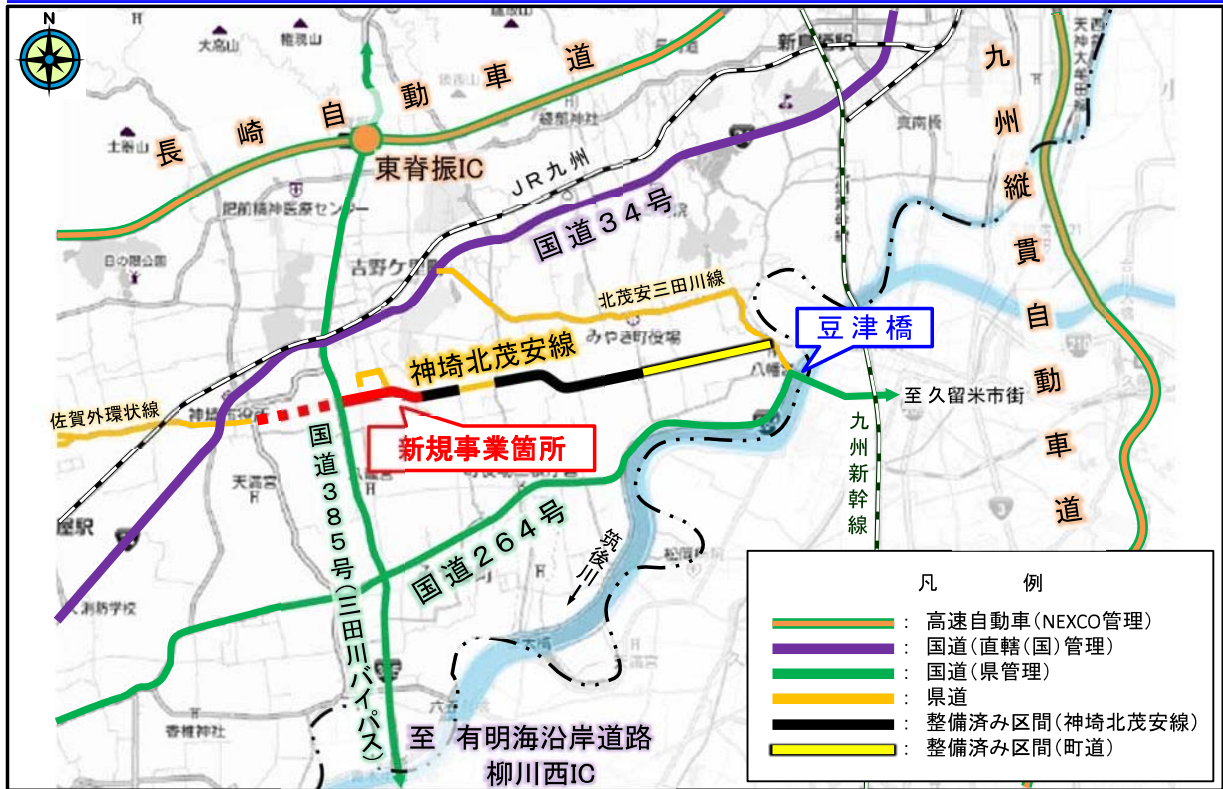
- 神崎市とみやき町(旧北茂安町)を結び、国道34号を補完する路線
- 県東部地域の東西軸として連携・交流を支える重要な路線
- 沿線には産業団地が計画されており、今後交通量の増加が見込まれるが、幅員狭小で歩道も未整備

整備により

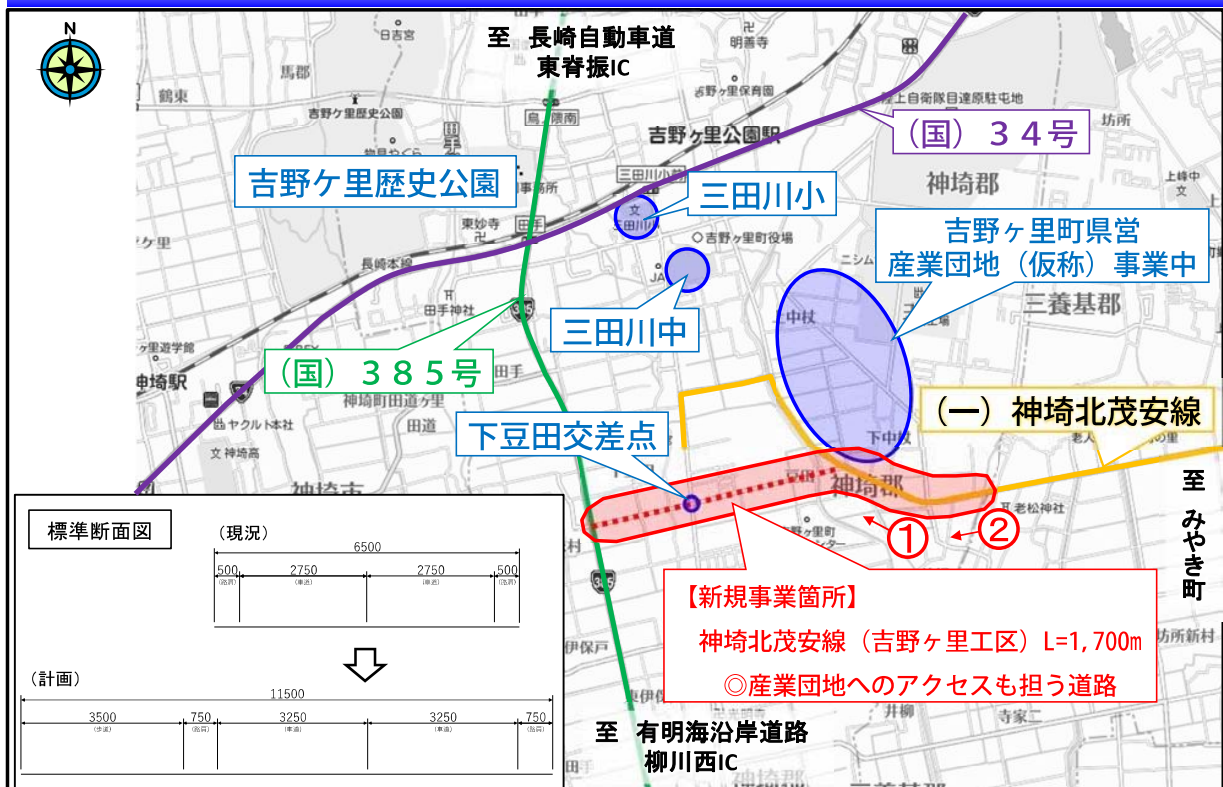
◎物流の効率化・交通の円滑化

◎歩行者・自転車の安全性の向上

# ○事業概要(位置図)



# ○事業概要(実施内容)



## ○現地状況

### 整備の必要性

- 沿線には産業団地が計画されており、今後交通量の増加が見込まれるが、幅員狭小で歩道も未整備

①朝の通学状況



②車両通行状況



## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

■事業区分 整備系(生活関連事業)【一般改築】

■事業名 道路整備交付金事業(社会資本整備総合交付金)

### (1)位置づけ (A)【80/100】

#### ○県土整備部の施策に関する基本方針

県土整備部基本方針『生活圏内道路の整備』に位置付けられている。 【10/10】

〔 ・位置付けられている 【10/10】 ・位置付けられていない 【0/10】 〕

#### ○佐賀県新広域道路交通計画

佐賀県新広域道路交通計画の佐賀県将来  
道路ネットワーク計画に位置付けされた道路 【50/50】

〔 ・当該計画の基本方針に合致する道路 【30/50】  
・当該計画の佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置付けされた道路 【50/50】 〕

#### ○緊急輸送道路又は観光ルート

観光地と主要幹線道路を結ぶ道路及び、緊急輸送道路に該当しない 【0/20】

〔 ・観光地と主要幹線道路を結ぶ道路又は、緊急輸送道路に位置づけられている道路 【20/20】 〕

#### ○プロジェクト等

吉野ヶ里町県営産業団地(仮称)(事業主体:県) 【20/20】

〔 ・主要プロジェクト関連(県内主要プロジェクト関連道路) 【20/20】  
・地域プロジェクト(地域計画や地域プロジェクトを支援する道路) 【10/20】 〕

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (2) 必要性・効果 (A)【80/100】

#### ○交通量(自動車交通量)

自動車交通量は、4, 288台/日である。 【40/60】

- |   |                       |         |   |
|---|-----------------------|---------|---|
| 〔 | ・10, 000台/日以上～        | 【60/60】 | 〕 |
|   | ・ 4, 000～10, 000台/日未満 | 【40/60】 |   |
|   | ・ 500～4, 000台/日未満     | 【20/60】 |   |
|   | ・ 0～ 500台/日未満         | 【10/60】 |   |

#### ○交通事故(事故指標)

事故指標は、112件/億台キロである。 【20/20】

- |   |  |         |   |
|---|--|---------|---|
| 〔 | ・50件/億台キロ～   | 【20/20】 | 〕 |
|   | ・20～50件/億台キロ未満   | 【10/20】 |   |
|   | ・ ~20件/億台キロ未満<br>※事故指標とは、区間内で1年間に発生した事故件数を年間交通量と区間の延長で割った値 | 【 0/20】 |   |

#### ○構造上の課題

幅員狭小及び歩道未整備であり、諸基準から大きく逸脱している。 【20/20】

- |   |                                    |         |   |
|---|------------------------------------|---------|---|
| 〔 | ・道路構造令、道路橋示方書等の基準から大きく逸脱しており、危険である | 【20/20】 | 〕 |
|   | ・道路構造令、道路橋示方書等の基準に適合していないが、危険度は低い  | 【10/20】 |   |
|   | ・道路構造令、道路橋示方書等の基準を満足している           | 【 0/20】 |   |

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (3) 実施環境 (A)【90/100】

#### ○地元状況

地元期成会から要望書が提出されており、  
かつ現地測量の同意書が提出されている。 【50/60】

- |   |                               |         |   |
|---|-------------------------------|---------|---|
| 〔 | ・計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている | 【60/60】 | 〕 |
|   | ・計画に対して協力的で、概ね地元の同意が図られている    | 【50/60】 |   |
|   | ・計画に対して協力的である                 | 【40/60】 |   |
|   | ・計画に対して課題があるが、概ね協力的である        | 【20/60】 |   |
|   | ・計画に対して同意が得られない               | 【 0/60】 |   |

#### ○期成会、協議会の状況

県道神埼北茂安線整備促進期成会が設立され、積極的な要望がなされている。【40/40】

- |   |  |         |   |
|---|--|---------|---|
| 〔 | ・期成会、協議会が設立されるなど計画に対して熱心で、地元に対しての取り組みが積極的である | 【40/40】 | 〕 |
|   | ・期成会等の組織はないが、計画に対して協力的である                    | 【10/40】 |   |
|   | ・その他   | 【 0/40】 |   |

## ○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (A)



**総合評価：I 優先的に事業を実施**

9

## ○新規評価マニュアルに基づく評価内容【定性評価関係】

### ○自然環境保全

- ・自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

### ○生活環境対策

- ・排ガス対策型機械を使用し、大気汚染に配慮する。
- ・建設副産物の適正処理、再生材を使用し、リサイクルについて配慮する。

### ○コスト縮減策

- ・現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効利用及びコンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減に努める。



# 河川整備交付金事業 (総合流域防災事業)

## 河川砂防課

1

### ○事業概要

事業地区	二級河川有浦川 (東松浦郡玄海町諸浦 他)
事業期間	令和4～19年度
総事業費	2,930百万円

### ○事業の目的

有浦川水系有浦川は、東松浦郡玄海町の中心部に位置し、唐津市竹木場地区から玄海町の仮屋湾東岸に注ぐ、幹川流路延長約8km、流域面積約30km<sup>2</sup>の二級河川である。

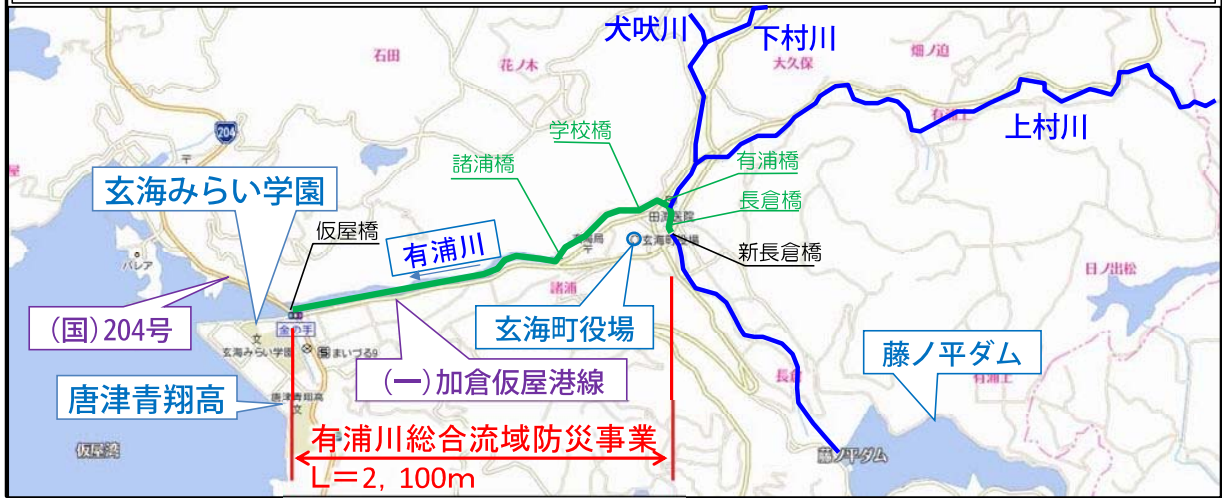
有浦川は、河道の流下能力が不足しているため、平成2年7月、平成22年7月、令和3年8月と度々浸水被害が発生している。

そのため、築堤・掘削等の河道拡幅による河川整備を行うことで、浸水被害の軽減を図ることを目的とする。

2

# ○事業概要(位置図)

施工箇所：玄海町役場付近



整備内容: 築堤・掘削・護岸、  
橋梁改築等  
延長 : 2,100m



3

# ○現地状況(平常時)

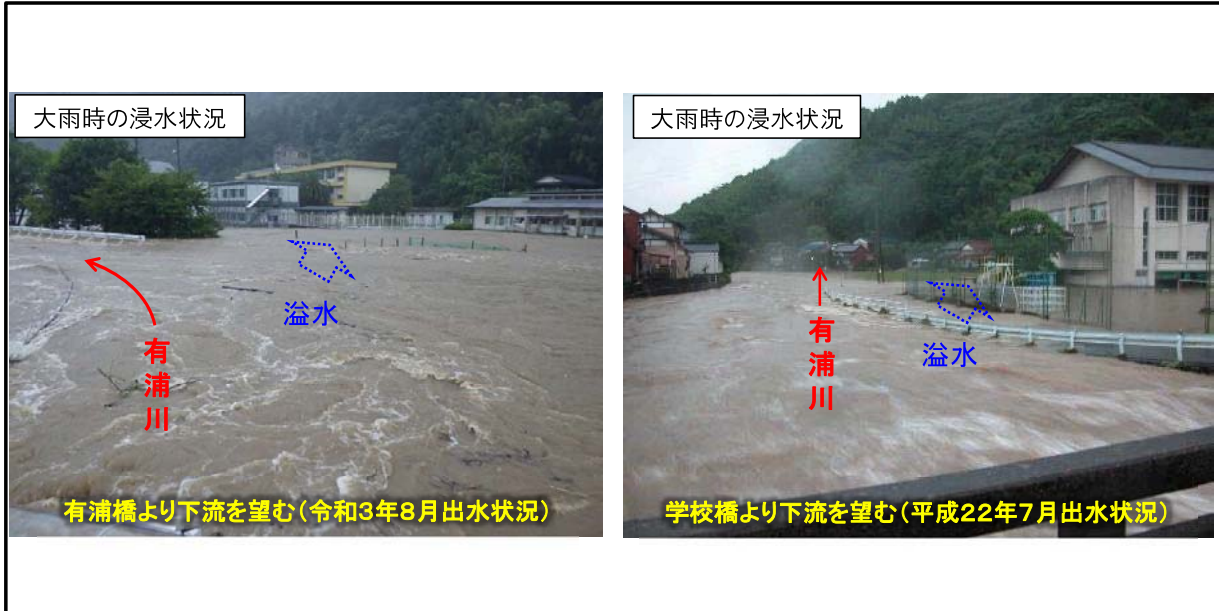


4



## ○現地状況（大雨時）

**整備の必要性:**当区間は、流下能力が不足しているため度々浸水被害が起きており、令和3年8月豪雨においても玄海町市街部で浸水被害が発生していることから、築堤・掘削・護岸、橋梁改築等を行い、浸水被害の軽減を図る。



5

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)  
事業名 総合流域防災事業

### (1)位置づけ ➡ (A)【100/100】

○整備・事業計画等: 県土整備部の政策に関する方針等

県土整備部の基本方針(治水対策の推進)に位置付けられている。【10/10】

〔 位置付けられている【10/10】、位置付けられていない【0/10】 〕

○整備・事業計画等: 河川整備計画等

有浦川河川整備計画(令和3年8月)に位置付けられている。【50/50】

〔 河川整備計画に位置付けられている【50/50】、中長期河川整備計画に位置付けられている【40/50】、河川整備計画の策定中(川づくり委員会及び公聴会を開催済)【30/50】、上記計画がない【0/50】 〕

○被災履歴: 浸水被害回数

浸水被害回数が5回(S47.7、S55.8、H2.7、H22.7、R3.8)である。【20/20】

〔 2回以上【20/20】、1回【10/20】 〕

○被災履歴: 浸水被害の規模(浸水戸数、浸水面積)

浸水家屋119戸、浸水面積1,012haの浸水被害(H2.7)がある。【20/20】

〔 家屋が25戸以上又は面積が30ha以上【20/20】、家屋が5~24戸以上又は面積が5~30ha未満【10/20】、家屋が5戸未満又は5ha未満【0/20】 〕

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (2) 必要性・効果



(A)【90/100】

#### ○事業の効果:費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は1.33である。【50/60】

$$\left[ \begin{array}{l} 2.0以上【60/60】 \\ 1.0以上\sim 2.0未満【50/60】 \rightarrow 30.54\text{億円} / 23.03\text{億円} = 1.33 \\ 1.0未満【0/60】 \end{array} \right]$$

#### ○構造上の課題:堤防の危険度

堤防天端高と背後地盤高の差が1.0m以上である。【20/20】

$$\left[ \begin{array}{l} (\text{堤防天端高}-\text{背後地盤高})が1.0m以上【20/20】、(\text{堤防天端高}-\text{背後地盤高})が0m\sim 1.0m未満【10/20】 \\ (\text{堤防天端高}-\text{背後地盤高})が0m未満【0/20】 \end{array} \right]$$

#### ○公共施設等:福祉又は公共施設の数

被害想定区域内に福祉又は公共施設が4施設ある。【20/20】

$$\left[ \begin{array}{l} 3施設以上あり【20/20】、1\sim 2施設【10/20】、0施設【0/20】 \end{array} \right]$$

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### ※河川改修事業の費用対効果(B/C)の考え方

#### ○総便益(B):治水施設整備によりもたらされる総便益額(被害軽減額) 3,054百万円

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
- ・農作物被害(水稻、畑作物)
- ・公共土木施設等災害被害(道路、橋梁、農地等)
- ・間接被害(事業所の営業停止被害、応急対策被害等)
- ・残存価値

#### ○総費用(C):治水施設の整備及び維持管理に要する費用 2,303百万円

- ・建設費
- ・維持管理費(※事業完了後50年間)

#### ○費用便益費:総便益(B)/総費用(C) 3,054 / 2,303 = 1.33

- ・評価期間:整備期間16年と耐用年数50年

## ○新規マニュアル評価に基づく評価内容

### (3)実施環境



(B)【70/100】

#### ○地元状況:周辺住民の合意

玄海町から要望書が提出されている。

【40/60】

事業に対して協力的で、用地買収などの調整が図られている【60/60】

事業に対して協力的で、同意が得られている【40/60】

事業に対して同意が得られている【20/60】

事業に対して同意が得られていない【0/60】

#### ○地元状況:市町村計画の位置付けや愛護団体等の取組み状況

有浦川河川整備の早期完成に向けた推進協議会がある。【30/40】

河川整備に関する市町村の計画があり、かつ、愛護団体などの市民参加等、積極的な取組みがある【40/40】

整備について熱心に要望活動を行っている【30/40】

期成会等はないが、計画に対して協力的である【0/40】

計画に対して非協力的である【0/40】

## ○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ …… (A)

(2)必要性・効果 …… (A)

(3)実施環境 …… (B)



**総合評価: I 優先的に事業を実施**